

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（39）

2012年 1月24日

松山地方裁判所 御中

採択協議会の答申が、採択を拘束すること

1、文科省は、「採択地区協議会の結果（答申）に基づいて同一の教科書を採択しなければならない」と回答

原告準備書面（32）で、今治市教育委員会と上島町教育委員会で構成される今治市地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）の「報告（答申）」は採択を拘束することを詳細に述べた。このことは、沖縄の竹富町教育委員会が、文部科学省（以下「文科省」という。）に対して、八重山地区の教科書採択問題についての説明を求めたことへの回答において、「採択地区協議会の結果（答申）に基づいて同一の教科書を採択しなければならない」との説明（証拠甲69号証 『琉球新報』2011年12月17日）からもこのことは明白である。

なお、これまで述べてきたように、調査員による教科書の調査研究、採択協議会の協議に基づく答申、教育委員会における調査員による教科書の調査研究資料と答申に基づく使用する教科書の決定などの一連の採択手続きは、公正かつ適正な手続きが課せられている。また、採択の目的である子どもたちに適切な教科書を選定し、選ぶことも当然課せられている。ゆえに、教育委員会は元より、採択協議会も公正かつ適正な手続きを経て、子どもたちに適切な教科書を選定する義務を負っている。

本件採択協議会では、公正かつ適正な手続きを経ており、かつ子どもたちに

適切な教科書を選定し、答申している。つまり、採択協議会の手続きには、違法はない。よって、上記のように、今治市教育委員会の採択は、答申（報告）に拘束される。しかしながら、今治市教育委員会をこれまでも述べてきたように、合理的な理由もなく、答申とは異なる本件教科書を採択した。その採択は、違法である。

以上

添付資料

- | | | |
|------------|--------------------|----|
| 1、証拠甲 69号証 | 『琉球新報』 2011年12月17日 | 1通 |
| 2、証拠説明書 | | 1通 |